「小学校のあり方」に向けた考え方について

小学校は、基本指針において「地区を単位とした地域自治組織等を中心に、学校や公 民館を核とした地域全体で子どもたちの育ちを支える仕組みを作っていく。地域全体で 子どもたちの育ちを支えていく「学校を核とした地域づくり」を目指す」という考え方 を示していることから、下記の諮問事項に対する考え方を答申することとなる。

【諮問事項】

・小学校に公民館や地域自治組織、放課後児童クラブ等の公共機能を取り入れるなど 「学校を核とした地域づくり」を可能にする施設のあり方

1. 公共機能を取り入れるためには

- ・小学校や中学校は、地域に開かれた重要な資源として、地域自治組織等と協力して 地域のまちづくりに貢献することが求められている。このことから、耐震化や施設 更新等で改築等を行う場合においては、学校として建設するのではなく、地域に存 在する機能を集約した「小さな拠点」を作ることを検討する。
- ・建設時に財源として国・県からの補助金をもって行う場合は、現行の文科省からの 学校建設にかかる補助メニューのみならず、総務省や環境省等からの補助メニュー を活用し、多面的な公共施設の建築を目指すことを検討する。

2. 各地区における公共施設等

資料1-2において、地域ごとに現在配置されている公共施設等の概要を示している。公共施設のみならず、民間施設(デイサービスセンター、保育所)も多くあり、これらとの複合も検討することが可能かを検証する必要がある。

3. 地域との連携について

市内各地区の中でも、特に豊川小、戸田小、匹見小・中においては、地域と一体となって子どもたちを育むコミュニティスクールが設置されており、保護者の代表や地域の代表により組織される協議会が学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めている。(午後より視察予定)

これらの取り組みをひとつの成功事例として、公共機能を学校へ取り込みながら「学校を核とした地域づくり」の実現に向け、他の地区においても地域との連携による地域全体で子どもたちの育ちを支えていく取り組みを進めて行くことを答申へ盛り込むことも検討する必要がある。

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について (答申のポイント)

第1章 時代の変化に伴う学校と地域の在り方

(平成27年12月21日中央教育審議会答申)

<教育改革、地方創生等の動向から見る学校と地域の連携・協働の必要性>

- ◆地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下や、家庭教育の充実の必要性が指摘。また、学校が抱える課題は複雑化・困難化。
- ◆「社会に開かれた教育課程」を柱とする学習指導要領の改訂や、チームとしての学校、教員の資質能力の向上等、昨今の学校教育を巡る改革の方向性や 地方創生の動向において、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されている。
- ◆ これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとして相 互に連携・協働していく必要があり、そのことを通じ、社会総掛かりでの教育の実現を図る必要。

<これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿>

地域とともにある学校への転換

■開かれた学校から一歩踏み出し、地域の 人々と目標やビジョンを共有し、地域と一 体となって子供たちを育む「地域とともに ある学校」に転換。

子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築

■地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を 図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力 し、地域全体で学びを展開していく「子供も大 人も学び合い育ち合う教育体制」を一体的・総 合的な体制として構築。

学校を核とした地域づくりの推進

■学校を核とした協働の取組を通じて、地域の 将来を担う人材を育成し、自立した地域社会 の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づ くり」を推進。

第2章 これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策

<これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方>

(コミュニティ・スクールの仕組みとしての学校運営協議会制度の基本的方向性)

- ◆学校運営協議会の目的として、**学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割**を明確化する必要。
- ◆現行の学校運営協議会の機能(校長の定める学校運営の基本方針の承認、学校運営に関する意見、教職員の任用に関する意見)は引き続き備えることとした上で、教職員の任用に関する意見に関しては、柔軟な運用を確保する仕組みを検討。
- ◆学校運営協議会において、**学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、学校と地域住民等との連携・協力を促進していく仕組み**とする必要。
- ◆校長のリーダーシップの発揮の観点から、**学校運営協議会の委員の任命において、校長の意見を反映する仕組み**とする必要。
- ◆小中一貫教育など学校間の教育の円滑な接続に資するため、**複数校について一つの学校運営協議会を設置できる仕組み**とする必要。

(制度的位置付けに関する検討)

- ◆学校が抱える複雑化・困難化した課題を解決し子供たちの生きる力を育むためには、地域住民や保護者等の参画を得た学校運営が求められており、 コミュニティ・スクールの仕組みの導入により、**地域との連携・協働体制が組織的・継続的に確立**される。
- ◆このため、全ての公立学校がコミュニティ・スクールを目指すべきであり、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策が必要。その際、 基本的には学校又は教育委員会の自発的な意志による設置が望ましいこと等を勘案しつつ、教育委員会が、積極的にコミュニティ・スクールの推進 に努めていくよう制度的位置付けを検討。

<コミュニティ・スクールの総合的な推進方策>

- ◆国として、コミュニティ・スクールの一層の推進を図るため、**財政的支援を含めた条件整備や質の向上を図るための方策を総合的に講じる必要**。
 - ○様々な類似の仕組みを取り込んだコミュニティ・スクールの裾野の拡大
- ○学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化

○学校運営協議会の委員となる人材の確保と資質の向上

- ○地域住民や保護者等の多様な主体の参画の促進
- ○コミュニティ・スクールの導入に伴う体制面・財政面の支援等の充実
- ○幅広い普及・啓発の推進
- ◆都道府県教育委員会:都道府県としてのビジョンと推進目標の明確化、知事部局との連携・協働、全県的な推進体制の構築、教職員等の研修機会・ 内容の充実、都道府県立学校におけるコミュニティ・スクールの推進など
- ◆市町村教育委員会 : 市町村としてのビジョンと推進目標の明確化、首長部局との連携・協働、未指定の学校における導入等の推進など

第3章 地域の教育力の充実と地域における学校との協働体制の在り方

<地域における学校との協働体制の今後の方向性> 「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」へ

- ◆地域と学校がパートナーとして、共**に子供を育て、共に地域を創る**という理念に立ち、**地域の教育力を向上**し、**持続可能な地域社会をつくる**ことが必要。
- ◆地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を「地域学校協働活動」として積極的に推進することが必要。
- ◆従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動をベースに、「支援」から<u>「連携・協働」</u>、個別の活動から<u>「総合化・ネットワーク化」</u>を目指す 新たな体制としての「地域学校協働本部」へ発展させていくことが必要。
- ◆地域学校協働本部には、①**コーディネート機能**、②多様な活動(より多くの地域住民の参画)、③持続的な活動の3要素が必須。

地域学校協働活動の全国的な推進に向けて、地域学校協働本部が、早期に、全小・中学校区をカバーして構築されることを目指す

- ◆都道府県・市町村において、それぞれの地域や学校の特色や実情を踏まえつつ、**地域学校協働活動を積極的に推進**。国はそれを総合的に支援。
- ◆地域住民や学校との連絡調整を行う<u>「地域コーディネーター」</u>及び複数のコーディネーターとの連絡調整等を行う<u>「統括的なコーディネーター」</u>の 配置や機能強化(持続可能な体制の整備、人材の育成・確保、質の向上等)が必要。

<地域学校協働活動の総合的な推進方策>

- ◆国:全国的に質の高い地域学校協働活動が継続的に行われるよう、制度面・財政面を含めた条件整備や質の向上に向けた方策の実施が必要。
 - ○地域学校協働活動推進のための体制整備の必要性及びコーディネーターの役割・資質等について明確化
 - ○各都道府県・市町村における推進に対する財政面の支援 ○都道府県、市町村、コーディネーター間の情報共有、ネットワーク化の支援 等
- ◆都道府県教育委員会:都道府県としてのビジョンの明確化・計画の策定、市町村における推進活動の支援、都道府県立学校に係る活動体制の推進等
- ◆市町村教育委員会 : 市町村としてのビジョンの明確化・計画の策定、体制の整備、コーディネーターの配置、研修の充実 等

第4章 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的・効果的な推進の在り方

◆コミュニティ・スクールと社会教育の体制としての地域学校協働本部が相互に補完し高め合う存在として、両輪となって相乗効果を発揮していくことが必要であり、当該学校や地域の置かれた実情、両者の有機的な接続の観点等を踏まえた体制の構築が重要。

これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方(イメージ)

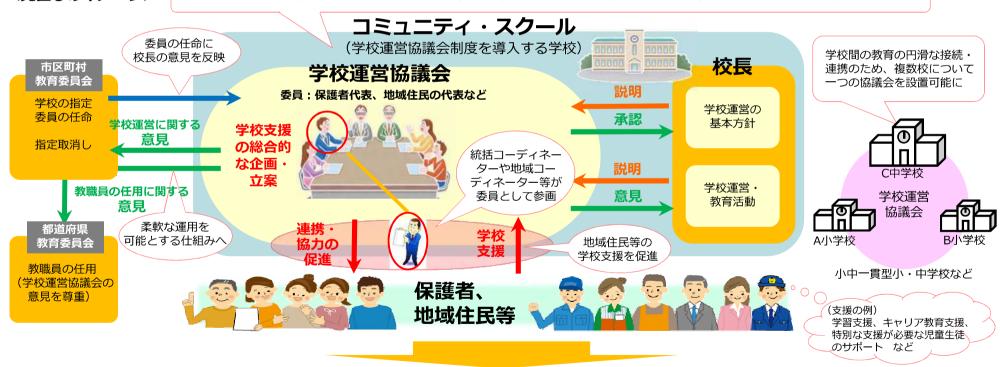
- ○学校が抱える複雑化・困難化した課題を解決し、子供たちの生きる力を育むためには、地域住民等の参画・協力が必要。
- ○このため、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む『**地域とともにある学校』へと転換**。
- ○学校における地域との連携・協働体制を組織的・継続的に確立する観点から、コミュニティ・スクールを一層推進。

方向性

- ■学校運営協議会の目的として、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化
- ■現行の機能は引き続き備えることとした上で、教職員の任用に関する意見に関しては、柔軟な運用を確保する仕組みを検討
- ■学校運営協議会において、学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、学校と地域住民等との連携・協力を促進していく仕組みに
- ■校長のリーダーシップ発揮の観点から、学校運営協議会の委員の任命において、校長の意見を反映する仕組みに
- ■小中一貫教育など学校間の教育の円滑な接続に資するため、複数校について一つの学校運営協議会を設置できる仕組みに

<見直しのイメージ>

学校運営への地域住民等の参画を促進するとともに、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化



位置付け

■<u>全ての公立学校においてコミュニティ・スクールを目指す</u>べきであり、現在任意設置となっている学校運営協議会の制度的位置付けの 見直しも含めた方策が必要。その際、基本的には学校又は教育委員会の自発的な意志による設置が望ましいこと等を勘案しつつ、<u>教育</u> <u>委員会が、積極的にコミュニティ・スクールの推進に努めていくよう制度的位置付けを検討</u>。

コミュニティ・スクールの拡大・充実の姿(イメージ)

類似の仕組みからコミュニティ・スクールに発展する主なメリット

- ・事業としての類似の仕組みから、法に基づく学校運営協議会の仕組みに 発展することで、組織的・継続的な連携・協働体制の確立が可能となる
- ・学校運営の当事者として委員から意見が得られ、学校運営の改善・充実 が図られる
- ・学校・家庭・地域において共通したビジョンをもった教育活動等が可能 となり、主体的・能動的な取組となる
- ・基本方針の承認を通じて、地域等に対する説明責任の意識が向上し、地域等の理解・協力を得た風通しのよい学校運営が可能となる
- ・学校運営の改善を果たすPDCAサイクルが確立しやすくなる

地域が学校運営に参画する持続可能な仕組みの構築へ

コミュニティ・スクール

(学校運営協議会制度を導入する学校)

より魅力的な仕組みへと 制度の在り方を見直し

2,389校 (平成27年4月1日)

◆コミュニティ・スクールへの過渡的な 段階(コミュニティ・スクール化)の 姿として捉えて推進

自治体類似の仕組み(○○型コミュニティ・スクールなど)

地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について 協議し意見を述べる会議体**

◆学校と地域の協働関係・信頼関係の 土台となる大切な取組 ※教育委員会の規則や、教育委員会の方針等に基づき学校が作成する要綱等により設置されている会議体で、校長の求めに応じた意見聴取にとどまらず、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べることができる会議体(任用等に関する意見を主活動として位置づけていない協議会も含む。)

学校関係者評価委員会

全公立学校の約94%で実施

学校評議員制度

全公立学校の約80%で実施

学校支援等の取組

公立小中学校の約59%で実施

学校運営協議会と一体的に推進

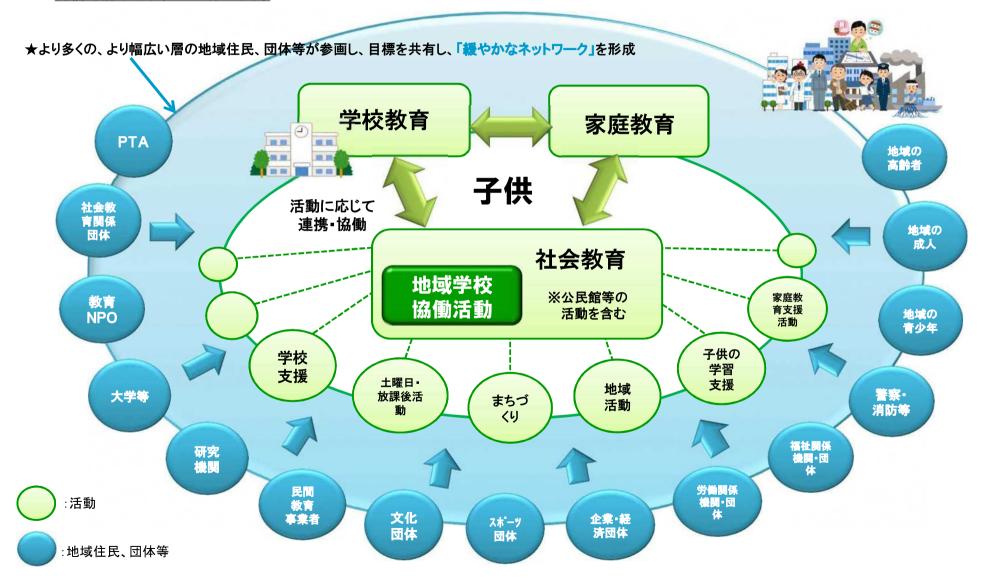
学校運営協議会への移行を積極的に推進

学校運営協議会と一体的に推進

学校・教育委員会が主体的に取り組んでいる地域との連携に関する実践を効果的に生かしていく視点が必要学校・教育委員会が自らコミュニティ・スクールの意義や成果等を理解し、その道を選ぶことが大切

地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み(活動概念図)

- ◎ 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- ◎ 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる<u>地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、</u> 持続可能な地域社会の源となる。



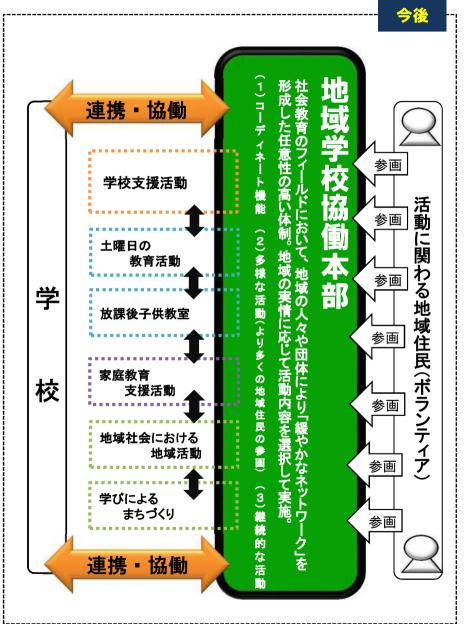
今後の地域における学校との協働体制(地域学校協働本部)の在り方 ~目指すべきイメージ~

現在

【これまでの課題】 •それぞれの活動ごとにコーディネートがなされ、必ずしも横の 連携が十分でない。 コーディネート機能の大部分を特定の個人に依存し、結果とし て、持続可能な体制がつくられていない場合も多い。 学校支援地域本部 ※ 地域の特色 方針により、 学校支援活動以外の活動の 調整を行う場合有り 活動に関わる地域住民(ボランティア 学校支援活動 - 登下校の見守り 参画 支援 ■花壇整備 •授業補助 等 学 土曜日の 教育活動 校 コ放課後 子供教室 コ家庭教育 参画 支援活動 コーディネーター



「支援」から「連携・恊働」へ個別の活動の総合化・ネットワークニコーディネート機能の充実

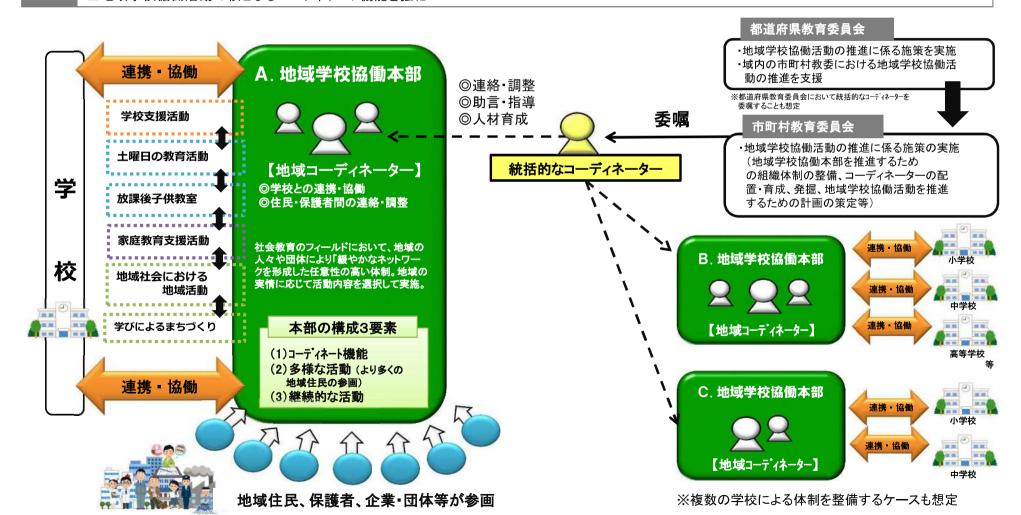


地域学校協働活動を推進するための体制(イメージ)

- 地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動=「地域学校協働活動」を積極的に推進
- 従来の個別の活動の充実、総合化・ネットワーク化を図り、「支援」から「連携・協働」を目指す新たな体制として「**地域学校協働本部**」を整備

基施 本第 方的な 性

- ■学校支援地域本部、放課後子供教室等の機能をベースとして、①コーディネート機能を強化し、②より多くのより幅広い層の活動する地域住民の参画を得て活動を多様化し、③継続的な地域学校協働活動を実施する「地域学校協働本部」へと発展
- ■それぞれの地域や学校の特色、実情やそれまでの経緯を踏まえ、地域学校協働活動の推進に係る施策を実施
- ■地域学校協働活動の核となるコーディネート機能を強化



学校と地域の効果的な連携・協働と推進体制(イメージ)

ーパートナーシップの構築による新しい時代の教育、地方創生の実現ー





地域連携担当教職員(仮称)

- ※学校側の総合窓口
- ※学校運営協議会の運営業務等の調整
- ※地域住民等による学校支援等の地域 ▲ 連携の企画・調整 等

学校を支 える観点

学校運営協議会

学校運営に関して協議する機関

- 1. 学校運営の基本方針の承認
- 2. 学校運営に関する意見
- 3. 教職員の任用に関する意見

4. 学校と地域住民等との連携・協力の促進

コミュニティ・スクール

(学校運営協議会制度を導入する学校)



- ★地域の人的・物的資源の活用や社会教育 との連携により、「社会に開かれた教育課程」 を実現
- ★地域住民による学校支援活動、放課後の 教育活動、地域文化活動等の実施
- ★学校を核として、地域の大人と子供が学び 合い、地域コミュニティを活性化

連携・協働



- ※地域側の総合窓口
- ※学校支援、放課後の教育活動等の地域 活動の調整やボランティアの確保

地 域

※地域学校協働本部等に所属

地域学校協働本部

地域住民、団体等により緩やかな ネットワークを構築

- ※必須3要素
- ●コーディネート機能
- ●多様な活動(より多くの地域住民の参画)
- ●継続的な活動

地域学校協働活動

両輪として推進

★地域人材がそれぞれ相互に構成員を務めるなど、それぞれの知見、経験、課題等の共有により、一体的・効果的な推進

地域住民や保護者等が 学校運営に参画